こうした中で、引き続き、住民に最も身近な存在である地方自治体が、住民組織など地域を支える様々な団体との連携を深めつつ、必要な住民サービスを持続的、安定的に確保することにより、安心と安全をもたらし、人々が住み慣れた場所で、落ち着いて生活を営み、やさしさと賑わいがあふれる地域を創出していくことが必要である。

このことは、女性や障害者をはじめ、全ての人々が暮らしやすく、働きやすい、豊かさを実感できる社会の実現につながるものである。

2．目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方税財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するためには、地方自治体が、医療、介護、子育て、教育、警察、消防、ごみ処理、社会資本整備等、幅広い住民サービスを持続的、安定的に確保していくことが必要である。その上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らし、少子高齢化や人口減少により生じる、様々な課題を乗り越えていくための取組を進めていくことが求められる。

そのためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。

その際、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

また、その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

⑵　地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成８年度以降、継続して巨額の財源不足が生じている（資料２）。また、近年における地方の債務残高は約200兆円規模で推移しており、その中でも、臨時財政対策債の残高が増加し、平成30年度末には、約54兆円に上る見込みである（資料３）。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の計画的な引下げに取り組んでいく必要がある。

このため、歳入面においては、来年10月に予定されている消費税率10％への引上げにより、地方の社会保障財源の充実を図ることと併せ、地域経済活性化に向けた取組等により、地方税収等の更なる増加を図っていくことが求められる。

歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組む必要がある。その際、地方歳出の大半は、小中学校の教職員、警察官の人件費や社会保障関係費など国の法令や制度等に基づく経費であることから（資料４）、国の法令や制度等の見直しが行われることが不可欠である。

また、真に必要な行政サービスや、その効率的・効果的な提供方法等について、住民との議論に基づく選択が可能となるよう、各地方自治体が、他の自治体との比較を含め、自らの財政状況を的確に把握し、住民や議会に対して分かりやすい形で公表することが重要である。そのため、引き続き、地方財政状況の「見える化」等を推進すべきである。

第二　地方税財政改革の方向

1．地方一般財源総額の確保

⑴　国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化に向けて

これまで地方は「経済・財政再生計画」を踏まえ、必要な一般財源総額を確保しつつ、地域経済の再生や行財政改革に取り組んできた。その結果、地方の財源不足は大幅に縮小したものの、なお巨額の財源不足が生じており、臨時財政対策債の発行等により対応してきている。

こうした状況下において、今後、国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を実現していくためには、各地方自治体が、引き続き、地域経済の再生と地方財政の健全化に積極的に取り組んでいくことが必要である。その際、国と地方が財源不足を押しつけ合うのではなく、お互いの信頼関係の下、基調を合わせて、歳入確保や歳出改革に取り組むことが重要である。いわゆる「三位一体の改革」[2]において、突然の地方交付税の削減により、地方自治体の財政運営に混乱を与えた反省を忘れてはならない。

また、地方自治体は、様々な財政面での将来不安を抱えている。いわゆる「団塊の世代」が、2022年には75歳以上の後期高齢者となり始め、2025年には全てが後期高齢者となる。今後の医療費や介護費の増加は、国と地方自治体の財政運営に大きな影響を与えることが予想される。更に、過去に建設した公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えることに伴い、その適正管理のためにも多くの財源が必要となるほか、近年、自然災害が多発・大規模化する中で、防災・減災のための対策も急務となっている。

このような中で、地域経済の再生と地方財政の健全化を両立させて進めていくためには、地方自治体の財政面での将来不安を取り除き、各地方自治体が予見可能性を持ちながら、計画的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにすることが不可欠であり、必要な一般財源総額を安定的に確保すべきである。

また、地方交付税について、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、地方の財源不足を縮小し、臨時財政対策債に頼らない財務体質を目指すなど、財政健全化を推進していくことが必要である。

⑵　地方財政の現状

①　巨額の財源不足と債務残高

過去10年間の歳出の推移を見ると、国の歳出は、社会保障関係費の増により全体として増加している。一方で、地方財政計画における地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）の減で吸収してきており、平成29年度まで存在した歳出特別枠を含めても、ほぼ横ばいである（資料５）。

地方は、これまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきた。しかし、バブル崩壊後の税収の落ち込みや、景気対策・減税等の国の施策への対応、社会保障関係費の増加等を背景として、平成８年度以降、継続して巨額の財源不足が生じており、平成30年度における財源不足も6.2兆円と巨額に上っている（資料２）。また、地方の債務残高は、投資的経費の縮減により建設地方債の残高は減少しているものの、財源不足に対応するための臨時財政対策債の残高の増加により、全体として約200兆円規模で推移している。

②　地方の財源不足を巡る議論

今後、税収の増加等によって平成30年度に0.3兆円生じている折半対象財源不足[3]が解消された場合、地方に「財源余剰」が生じるとの見解がある[4]。また、その分については、これまで地方の財源不足が生じた際には国も法定率分を超えて特例加算や別枠加算の形で負担してきた経緯があること等に鑑み、地方の債務縮減に充てるだけではなく、国の債務縮減にもつなげていくべきとの議論がある[5]。